

西宮市農業振興計画

(西宮市都市農業振興基本計画)

【概要版】 (素案)

計画策定の目的

平成27年4月に都市の農地を「あるべきもの」とする都市農業振興基本法が制定されました。同法の中で農地・農業は、食糧生産だけでなく防災、環境の保全のほか、様々な機能を持つ緑地空間であるとともに、市民が身近に農作業に親しみ、農業に関して学習する場として重要な役割を担っているとしています。また、都市緑地法の改正により農地が緑地と位置づけられ、都市部に欠かせない緑化空間として保全の上、多面的機能を維持する必要があるとしています。



資料：農林水産省・国土交通省「都市農業振興基本法のあらまし」(H27.7)

計画の位置づけと計画期間

本計画は、第5次西宮市総合計画の部門別計画に位置づけられるとともに、都市農業振興基本法の地方計画に位置づけられるものです。

平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までを計画期間とします。

西宮市の農業の概要

市内の農業は、農地の約70%が市街化区域内にある典型的な都市農業であり、北部地域では水稲(米)を中心にダイコンやハクサイなどの重量野菜の栽培が行われ、南部地域では水稲(米)のほか、大阪、神戸といった大規模消費地に近い地の利を生かした葉物野菜の栽培が年間を通じて行われています。

西宮市の農業の現状と課題

- (1) 地域
- (2) 農地の保全
- (3) 担い手
- (4) 市民との共生
- (5) 鳥獣被害
- (6) 地産地消
- (7) 西宮産農産物の魅力づくりと発信
- (8) 市民の農業体験



計画により目指す姿

都市農業や農地を貴重な地域資源であることを改めて認識し地域に求められる農業の姿を営農意欲の高い農家、自給的農家、市民とともに考えていくことが必要です。そのためには、都市農地を保全・活用し、都市農業振興基本法の主旨を踏まえ、多面的機能を生かす施策展開が必要であるとともに、都市農業が安定的に継続できる環境整備を進め、農が身近にあるまちを守っていく必要があります。



農と寄り添い、農とともに暮らす都市（まち）

計画の推進のための3つの方向性

I. 産業としての持続的な都市農業の推進

人材不足への対応、農家負担の軽減を目的とした施策を推進し、また、収益性の高い農業の推進により農業所得の向上を目指します。農家の顔が見える販売の促進及び市内消費の促進のため、広報・即売イベントの拡充、学校給食への供給支援を行います。



市内での農作業の様子（写真提供：西宮流）



フラワーフェスティバル内での農産物即売

II. 多様な営農と農地の活用

自らの耕作が難しくなった農地について、市民農園や体験農園・観光農園といった活用方法について検討し、農地の保全を目指します。また、企業と連携した施策により、農作業の負担を軽減するなど農業の維持を支援します。



市民農園



そば作り体験農園

III. 市民と農家の交流

地産地消、西宮市の農業への理解・関心を深めるための施策など、市民と農家の結びつきを意識した支援を行います。



地域ポータルサイト
あぐりっこ西宮HP



ひょうご推奨ブランド

食品認証制度のマーク

施策体系

I. 産業としての持続的な都市農業の推進	(1) 担い手の確保と育成	① 新規就農者の確保
		② 地域の中核を担う農業経営者の育成
		③ 異業種企業の農業参入支援
		④ 労働力不足への対応
	(2) 収益性の高い農業の推進	① 農業のIT化の推進
		② 安心、安全な農産物の生産支援
	(3) 農業環境の整備と農地保全	① 圃場整形、農道、用水路整備
		② 有害鳥獣害対策及び被害防止支援
		③ 農地の保全と農業的利用の促進
	(4) 地産地消、農家の顔が見える販売の推進	① 直売所、インショップの増加支援
		② 農産物の即売イベント
		③ 市内学校給食への供給支援
II. 農地の活用 多様な営農と	(5) 多面的機能の発揮	① 市民農園、学童農園事業
		② 緑地空間の確保と生物多様性の保全
		③ 防災機能の発揮促進
		④ 企業・NPO法人と連携した農業関連事業の実施
III. 市民と農家の交流	(6) 食育、広報、農業体験を通じた農業理解の醸成	① 食育の推進
		② 西宮市の農業のPR
		③ 食品認証制度の周知
		④ 観光・体験農園事業の実施

これからの10年、優先順位を持って施策を進めていきます。